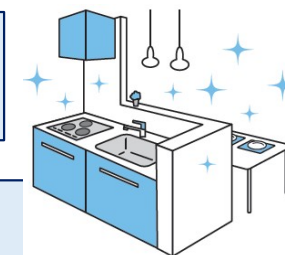


予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
258～259	8 土木費	6 住宅費	1 住宅管理費	4-1	快適住まいづくり支援費補助金	千円 103,000

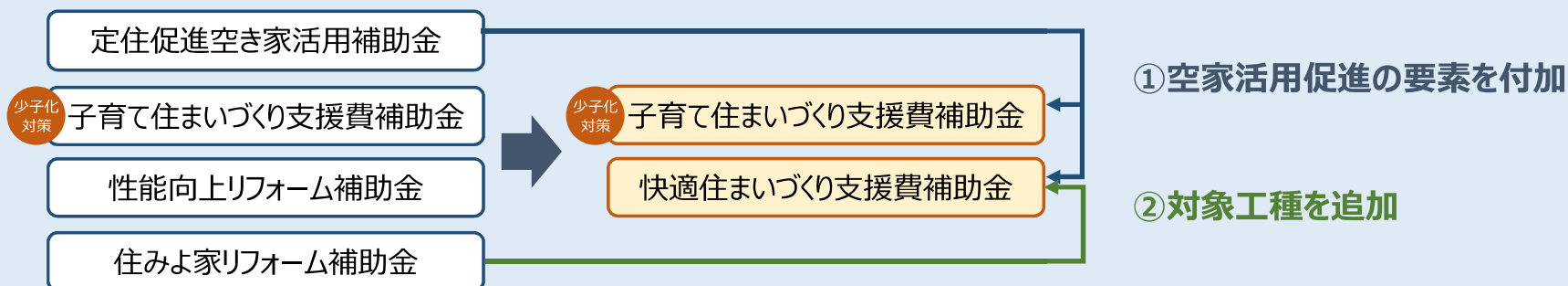
1 概要

住宅の性能向上などの居住環境改善や空き家の流通促進を目的として、市内に本社がある法人等に発注する住宅リフォーム工事に要する費用の一部を助成するもの。



2 補助事業の見直しについて

従来の住まいに関する補助制度を統合・集約し、質の高い居住環境への改善を図るため、制度の見直しを実施。



3 令和7年度からの主な変更点

- (1) 補助上限額の加算・・・空き家を活用する場合は、補助上限額を10万円加算し、空き家の流通促進を図る(最大20万円交付)
- (2) 補助対象工種の拡大・・・防犯性、耐久性及び居住性向上につながる内容を補助対象工事に追加し、住宅の性能向上をより幅広く促進
- (3) 補助金名称の変更・・・補助内容をイメージしやすくするため、「住宅性能向上リフォーム補助金」から「快適住まいづくり支援費補助金」に改名

4 事業内容

(1) 補助の条件等（主なもの）

- ア 市内に住宅を所有又は所有を予定し、かつ、その住宅に居住又は改修後に居住を予定している者で、市税に滞納がないこと
- イ 市内に本社がある法人（支社・営業所等のみは不可）、又は市内に住所がある個人に発注する工事であること
- ウ 補助対象経費が税抜きで20万円以上であること

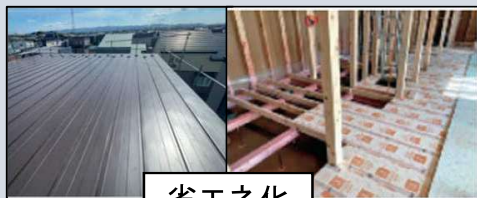
(2) 対象工事内容

※朱書き部分は令和8年度から追加する工種

項 目	工 事 内 容
省エネ化に資する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根又は外壁の遮熱塗装 ・遮熱性のある屋根材への葺き替え ・その他断熱改修等 ・高断熱浴槽への取替 ・節水型トイレへの取替
バリアフリー化に資する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室改修 ・便所改修 ・手摺設置 ・段差解消等の床改修 ・通路、出入口拡張 ・勾配緩和等の階段改修 ・スロープの設置 ・車いす対応の流し台への取替え ・車いす対応の洗面台への取替え
居住性向上に資する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・間取りの変更 ・従来より機能を向上させる流し台や洗面台への取替え ・防音・遮音性の向上 ・キズに強い、汚れに強いなど機能性の高い壁紙への張替え ・床暖房設備の設置 ・収納スペースの設置
防犯性向上に資する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッキングが困難な構造の錠を含む玄関サッシへの取替え ・防犯のためのガラス取替え ・防犯上有効な箇所への面格子の新設
耐久性向上に資する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震・耐風性能のある防災瓦等への葺き替え ・外壁における雨水の浸入を防ぐためのシーリングの打替え ・雨戸の新設

見直し後

見直し前



省エネ化



バリアフリー化



居住性向上



防犯性向上



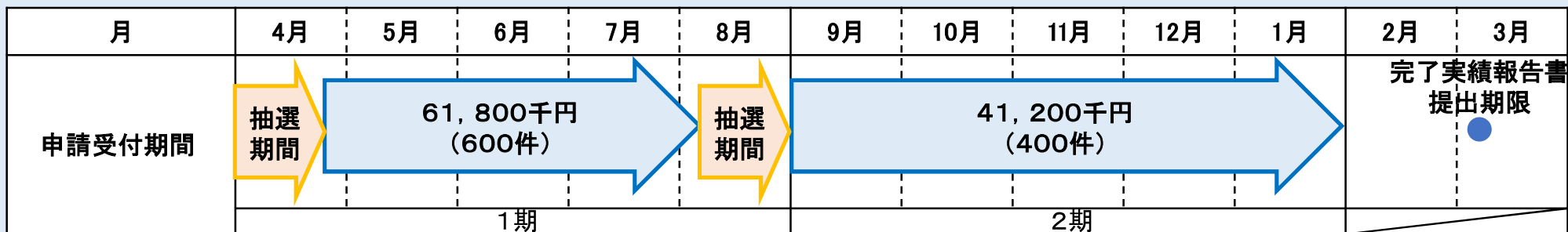
防災瓦へ葺き替え

耐久性向上

4 事業内容

- (3) 補助額
対象工事費の1/5
上限100千円（ただし、耐震性能を有する1年以上居住のない空き家を活用する場合は、補助上限額200千円）
- (4) 実績：令和7年度 性能向上：657件、住みよ家150件（令和8年1月末時点）
- (5) 予定：令和8年度 1,000件（うち30件は空き家活用を想定）

5 申請受付スケジュール



※抽選申込が予算額に達しない場合は、随時受付に移行する

6 事業費内訳

(単位:千円)

事業費	項目	内容
103,000	補助金	@100千円×1,000件 空き家活用による加算 @100千円×30件

7 財源内訳

(単位:千円)

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 103,000	千円 46,350	千円 —	千円 —	千円 —	千円 56,650

※ 社会資本整備総合交付金 補助率 事業費の45/100